

都市景観研修会

重伝建・小浜市小浜西組

- 現状とこれから -

2020. 11 / 18

高嶋 猛 (小浜市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員・建築学)

本日の内容

- I. 重伝建・小浜市小浜西組の概要
- II. 重伝建・小浜市小浜西組の事業
 1. 小浜西組の景観について
 2. 小浜西組の伝統的建造物の修理について

- ◆ 文化財：
有形文化財、無形文化財、
民俗文化財、記念物、
文化的景観、伝統的建造物群
「文化庁：文化財保護の体系」より)

- ◆ 「伝統的建造物群保存地区」制度
の創設
(文化財保護法の改正(1975))
その中で特に価値が高いものを
「重要伝統的建造物群保存地区」
として国が選定
現在、全国で118の地区。

- ◆ 文化
①世の中が進歩し文明になること。
ひらけること。文明開化。
②文徳で民を教え導くこと。
③(culture)人間が学習によって社会から
習得した生活の仕方の総称。衣食住を
初め技術・学問・芸術・道徳・宗教な
ど物心両面にわたる生活形成の様式と
内容を含む。(広辞苑)



- ・上：南木曾町妻籠宿 (S51・1975、最初の選定)
- ・右上：函館市元町末広町 (H1・1989)
- ・右中：南九州町知覧 (S56・1981)
- ・右下：歴史の町並み
(全国伝統的建造物群保存地区協議会 発行)





小浜西組（西から 2011撮影）

I. 重伝建・小浜市小浜西組の概要

- ・ 地区名 小浜市小浜西組
- ・ 種別 商家町，茶屋町（中世の港町から発展した近世城下町）
（小浜市小浜香取、小浜飛鳥の全域および 小浜大原、小浜貴船、小浜浅間、小浜白鳥、小浜鹿島、小浜男山、小浜日吉、小浜住吉、小浜神田、および青井の各一部）
- ・ 面積 約19.1ヘクタール
- ・ 選定理由 (一)伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
●(二)伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
(三)伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著にしめしているもの

・特徴

小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区は、小浜湾沿いの砂州上に展開する町並で、地区内には**後瀬山麓**を巡るように**丹後街道**が貫通し、街道沿いに商家町、山麓には社寺が密集した寺町のような景観をみせる。また、地区西端には茶屋町が形成されている。

小浜は古くから若狭の中心地であり、**中世**の頃には日本海側屈指の**湊町**として繁栄。大永2年(1522)年には**若狭武田氏**が後瀬山城(国史跡)を築き山麓に居館を配置し、町を整備した。

江戸期になると、**京極家**が小浜城の築城を開始し、城を中心としたまちづくりを進め、小浜の町は**町人地**として整備され、**東・中・西の3組**に分けられた。

現在、小浜西組で構成される町並みは現存する**明治4(1871)年の地籍図**とほぼ同じであり、中世以降の街路や地割りをよく留めている。

・保存地区のあゆみ

- 平成2～4年 小浜西部地区の調査
- 平成7年 小浜西部歴史的地区環境整備協議会
(小浜西組町並み協議会の前身)発足
- 平成10年 小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例制定
- 平成14年 小浜市歴史的景観形成助成事業開始(市単独)
- 平成15年 町並みと食の館(旧料亭・酔月)開館
- 平成19年 小浜西組8区, 伝統的建造物群保存地区としての決定に同意
- 平成20年 伝統的建造物群保存地区保存計画の決定
国の重伝建地区に選定
- 平成21年 建築基準法の制限の緩和に関する条例制定
初めての重伝建補助事業開始
小浜西組マスタープラン作成(小浜西組町並み協議会)
- 平成23年 小浜西組地区防災計画策定
- 平成27年 日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」の認定。
旧香取交番跡地に「ポケットパーク」整備
- 平成28年 都市再生整備計画事業(小浜地区中・西部地域)街路整備着手(～平成30年度まで)
まちの駅開館・・・小浜西組地区内にあった明治の芝居小屋「旭座」を移築復原
- 平成29年 大規模火災訓練
- 令和2年 小浜市文化財保存活用地域計画認定
小浜西組(伝統的建造物群)保存地区活用計画策定委員会設置



小浜西組伝統的建造物群保存地区



世界の家・街並み
小浜西組 Obamanishigumi
編者 FUKUI JAPAN

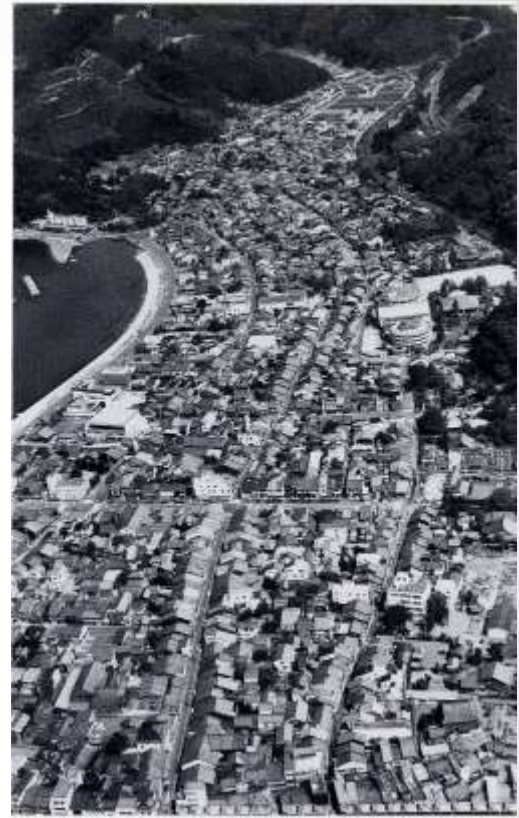
小浜西組 Obamanishigumi
重伝建事業に指定する小浜西組には、中近世に形成された地下河の水路を軸とする街並みが残され、廻廊や地蔵りもよく残されている。これらで小浜西組地区が国の伝統的建造物群保存地区に選定されている。門前町、商家町、真鍮町、山腹の各社で構成されており、真鍮の産地と産中と産下中である。
Obamanishigumi is located south-west part of Fukui Prefecture. In Obamanishigumi, we have old town of Edo Period, that is called Manyōjō and several of these Manyōjō have been founded.

重伝建事業の概要

小浜西組は、昭和50年代前半に、重伝建事業として、国の伝統的建造物群保存地区に選定された。この地区は、中近世に形成された地下河の水路を軸とする街並みが残され、廻廊や地蔵りもよく残されている。これらで小浜西組地区が国の伝統的建造物群保存地区に選定されている。門前町、商家町、真鍮町、山腹の各社で構成されており、真鍮の産地と産中と産下中である。



田小浜町西組 (平成2年6月6日 撮影)



《復讐 日経2年5月半》 田小浜町西組



田小浜町西組 (平成2年6月6日 撮影)

小浜・西組俯瞰
（「小浜の町並み(1991)」より）

■ 調査から選定まで16年

国の重要文化財 有形文化財等：指定
伝統的建造物群：選定

⇒ 住民主体の体制

- ・この伝統的建造物群保存地区は、そこに暮らす住民の生活と共にあり、地区の住民と市町村が協力して主体的に町並保存に取り組める仕組みになっています。そして、国は特にその価値の高いものを、「重要伝統的建造物群保存地区」として選定し、さまざまな側面から支援を行うという点に特徴があります。
(「歴史の町並み」はじめに より抜粋)

■ 小浜西組の伝統的建造物数

建造物：273棟、工作物：46件、環境物件：16件 計：335件

■ 修理・修景事業（平成21年度～平成31年度）

修理：63件 修景：10件 計73件（希望：121件）

- ・修理基準：主たる構造材を補強して、伝統的な建造物を復元的に修理すること。
建築当初の形式、その後の改造を明らかにして、伝統的形式を尊重しつつ、外観を維持する。
- ・修景基準：家屋の外観を保存地区内の様式にあわせて作り出すこと。

修理の事例1



小浜香取



小浜鹿島

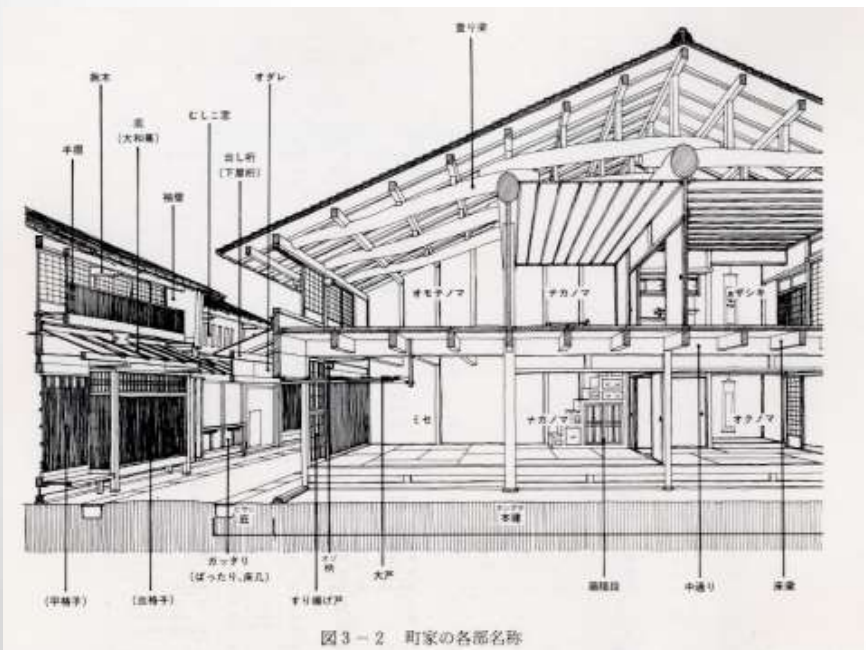


図3-2 町家の各部名称



小浜鹿島 (2014)

町家の各部名称 (「小浜の町並み」より)

修理の事例2



● 小浜浅間 (2020)



● 小浜浅間 (2014)

町家

室町時代以降に町にある商職人の住屋の総称。通り土間形式が普通で前土間形式もある。妻入り・平入りがある。（『建築大辞典』より抜粋）



高浜



遠敷



熊川



高浜



遠敷



熊川

小浜近在の町家

II. 重伝建・小浜市小浜西組の事業

1. 小浜西組の景観について

- **景観**：①風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。
②自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま。 (広辞苑)



見えるものの全てが景観の構成要素



- 小浜の町並遠望・昭和初期 (井田家所蔵古写真)
(福井県立若狭歴史民俗資料館提供)



放生祭 (2010)

・景観法 公布：平成16年6月18日 法律第110号 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

第3章 景観地区等

第2款 建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

(計画の認定) (違反建築物に対する措置) (違反建築物の設計者等に対する措置) (国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例) (条例との関係) (工事現場における認定の表示等)
(適用の除外)

第69条 第62条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

三 文化財保護法第八十三条の三第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物

⇒ **重伝建群内の建物は、良好な景観に資する**

・小浜西組の景観の事例（小浜飛鳥・香取）



「小浜の歴史と文化を守る市民の会」発行 2020カレンダーより

町場での伝建群の多くは、街路の両側に建物が立ち並ぶ。写真のように道路の占める割合が大きい。

⇒ 道路は、重要な景観の要素である。

● 道路の近代化1 (「武井幸久、土木の近代化の意味、福井県の近代化遺産、1999。」より)

● 明治時代まで

菩薩行、普請、作事といった仏教的な観点を基に、土木・建築の事業が企画・実践されてきた。

大型機械のない時代には、この実践は人間の長時間の労力が頼り。⇒ 指導者は武士より僧が勝る。

僧の教えの根本：「身土不二」、つまり人と大地は不可分で、大地を荒らせば生きていけないという信仰

● 近代

近代は、菩薩行から「公共事業」へと一元化されていく。

明治：神仏分離と「廃仏棄釈」による仏教否定により、「神＝仏」という二重性の伝統が変化

国土レベル：鉄道、道路、水路の「線」的な整備

都市レベル：明治の都市計画は道路、上水道、公園整備 が3本の柱 = 道路と河川の「線」的な整備

福井県の道路：武生－敦賀間の民間有料道路・春日野新道の建設（明治6年）、馬車の往来が可能となる。

明治18年に公共事業として嶺北と嶺南を結ぶ「道路」の建設

政府による全国を繋ぐ鉄道・道路・港の整備

従来の河川・道路等の整備がないがしろにされ、民間有志による菩薩行的事業が継続

福井では、明治20年代までは、港湾や道路の建設が人々の菩薩行的な力で公費を上回る速さで進む。

日清戦争(明治27-28年)後に河川法や砂防法が施行され、「公共事業」としての「土木事業」が確立。

明治末には大学で専門教育を受けた政治、行政、経済等の専門時術者が地方で事業の中心となる。

⇒ 古い伝統・技術に代わり新技術を導入。普請職人と土木技術者の階層関係の成立。

伝統的技術と新技術の混●状態を経て普請職人は消滅する。

「新しい技術導入によるプラスの面とマイナスの面の二重性、それは避けがたい現実なのである。」

「明治中期までは、我が国の土木技術が自然との付き合い方を知っており、そうした方向に発展を求めていたはずである。」

・景観としての小浜西組の道路1

- ・近代までの道路：民間でも簡易な部分では維持管理が可能？

⇒ 素材が土。

- ・現代の道路：必須のインフラ。

建設・維持管理に専用の機材が必要である。

現代では、道路が全て「公共事業」として維持管理されている？

⇒ 除雪、掃除（菩薩行的な行動か）



- ・小浜西組の道路：広くなく、建物との関係性が強い。特に軒下空間では。
- ・小浜西組の伝統的建造物（建造物、工作物、環境物件）⇒ 修理、修景の対象
道路（街灯等を含む）⇒ 伝建の修理、修景の対象外



祇園祭、放生祭・大正～昭和初期（井田家所蔵古写真）
（福井県立若狭歴史民俗資料館提供）



小浜鹿島・男山 左：2004 右：現在



小浜鹿島 左：2011 右：現在



小浜鹿島 左：2011 右：現在



小浜大原 左：2011 右：現在



小浜飛鳥 左：2011 右：現在



小浜飛鳥・香取 右：2011 右：現在



小浜香取・飛鳥 左：2011 右：現在



小浜香取・飛鳥 左：2011 右：現在



小浜香取・飛鳥 左：2011 右：現在



小浜香取・飛鳥 左：2011 右：現在



小浜香取 左：2007 右：現在



昭和初期の香取（井田家所蔵古写真）
（福井県立若狭歴史民俗資料館提供）

・景観としての小浜西組の道路2

- ・ 景観と建築：建築と人間との関係を考えると、主役は人間。
人間を活かすような景観として建築がある。
(Cf：美術館の展示室は、展示品が主役。建築が出しゃばりすぎてはいけない)
- ・ 景観と道路：道路も景観の観点からは、脇役であるべきでは。
飛鳥・香取では、電線地中化、街路整備による道路の現状を見ると、
舗装材料（目地）排水施設、街灯が目立つ。
- ・ ものづくり：材料(色彩・性能)と寸法を選択・決定すること。
香取・大原の整備での選択・決定の方針は？。



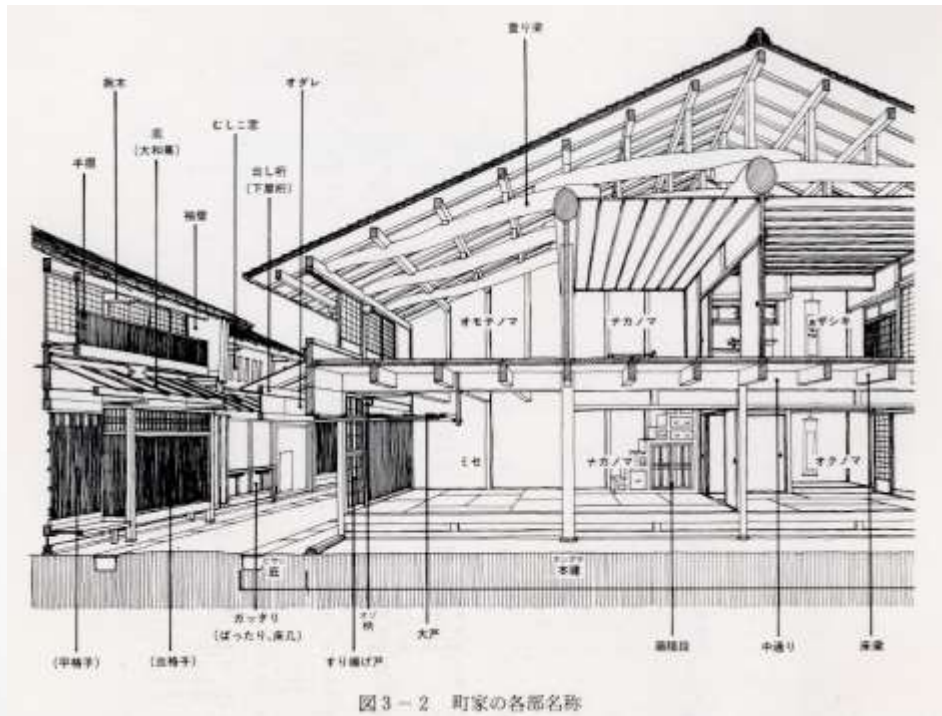
小浜香取の道路と電気設備



小浜飛鳥の道路と犬走り

2. 小浜西組の伝統的建造物の修理について

- ・ 建造物等の修理、修景：目指すところは、健康で安全な生活ができる建物にすること。
建物を支える柱等の構造にも補助金 ⇒ 耐震性
- ・ 木造建築の特徴：欠点は、火災、*腐朽
 - ・ 火災：平成23年策定の小浜西組地区防災計画を基に対応
 - ・ 腐朽：修理、修景に大きな比重を占める。
- ・ 木造建造物の理解度：高いとは言えない。大学の建築系では、概要は学ぶが比重は少ない。
大学の土木工学では？



町家の各部名称
(「小浜の町並み」より)

図3-2 町家の各部名称

・木材の腐朽

・木が腐るとは = 木材腐朽菌(きのこの仲間)が活躍する。

○ 木が腐る（木材腐朽菌が好む）ための条件。

1. 温度 3～45℃であること。特に30℃前後が適している。
2. 水分 大気中の湿度が85%以上、木材中の水分(木材含水率)が25%～150%
3. 酸素 空気(酸素)があること。
4. 栄養 木材の主成分であるセルロース・ヘミセルロース・リグニンなどがあること。

これらの条件がひとつでも欠ければ、木は腐らない(木材腐朽菌が活性化しない)

○ 条件を外すことができるか

1. この条件は冬季の一時期を除いて該当するため、外せない。
2. 大気中の湿度は調整が極めて難しい（無理）、木材に水分を与えないことは可能。
3. 人間が生きてゆく環境と同じなので、外せない。（ヴェネチアの人工地盤）
4. 基本的には木材の主成分のため、コントロールすることは困難。

・対策

- 木材をできるだけぬらさない。濡れたらすぐ乾かす。
 - ⇒ 屋根材のほとんどは雨漏りする。漏っても乾かす工法を採る。
 - 腐りにくい木を使用する
 - ⇒ 樹種：ヒノキ、ヒバ、ケヤキ、クリ、ヤマザクラ
 - 部位：赤太と白太
 - 木材が外部に露出する場合等
 - ⇒ 塗装により皮膜（保護膜）を作る（色付）
 - 水を吸い込みやすい部位（木口等）対策。部材の構成。
- ・これは、伝建群内の建物だけでなく、木造共通の事項。



- ◆ 建物にとって、腐ると大変な部材は柱
 - 柱が腐るとどうなるか・・・地震の被害を見る
- ・ 能登半島地震（2007年（平成19年）3月25日 マグニチュード6.9）
 - ・ 新潟県中越沖地震（2007年（平成19年）7月16日 マグニチュード6.8）

・ 報道された被害 (特別報道写真集 能登半島地震 (北国新聞社) より)



軟弱地盤に被害集中
 河川の堆積物でできた平野部は地盤が軟弱だったために被害が集中した。家屋が倒壊し、道路には屋根瓦が散乱した＝3月25日、輪島市門前町錦



穴水町
 なじみの商店倒壊

震度6強の恐怖
 輪島市に隣接し道南に近づく穴水町も震度6強の揺れに見舞われ、食糧品39人、住家の全壊16棟、半壊23棟、一部倒壊1棟5棟などの被害が出た。被害は道南に波及し、地震が弱くても被害が深刻な店舗が倒壊した。本道で前面に大きな倒壊した店舗は、穴水町大町にある商店で、軽トラックのつが倒れているが、その後の余震で建物も倒壊した。



救出、捜索に全力
 倒壊した家屋を調べる消防隊員＝3月25日、輪島市河井町



道下地区も被害大
 倒壊した店舗＝25日、輪島市門前町道下

・ 柱下部、土台の腐朽による被害



・ 下屋左隅柱下部・土台の腐朽(道下)



嵩上げにより、敷地より高くなった道路



敷地の道路境

・ 柱下部・土台の腐朽(道下)



モルタル塗り改装
による柱下部・土台
の腐朽

・現状

○ 腐朽の原因が方々で見られる（小浜西組に限らないが）

- ・ 柱下部の処理：掘立柱は腐る。⇒ 木の柱は石(礎石)の上に立てることで改良。〈古代〉
- ・ 道路等の嵩上げにより、1階犬走り、内部土間の嵩上げ（モルタルが多い）
この時、礎石上端より高く仕上げると、モルタルと木が接触する。⇒ 腐朽の原因
木造在来工法ではコンクリート基礎上に木製土台（防腐処理）を置く。
この工法(対策)が活かされていない。
- ・ 礎石上に柱立て、けれど腐っている事例。水処理と手当の方法。
- ・ 側面では、外壁下部の管理の不備

○ 木造建造物を健全に保つためには、

- ・ 濡れてもすぐ乾くような状態を保つ。
- ・ 濡れた状態が長く続くような修理や状態を避ける。



- ・ 望ましくない事例を見る。



伝統的な礎石

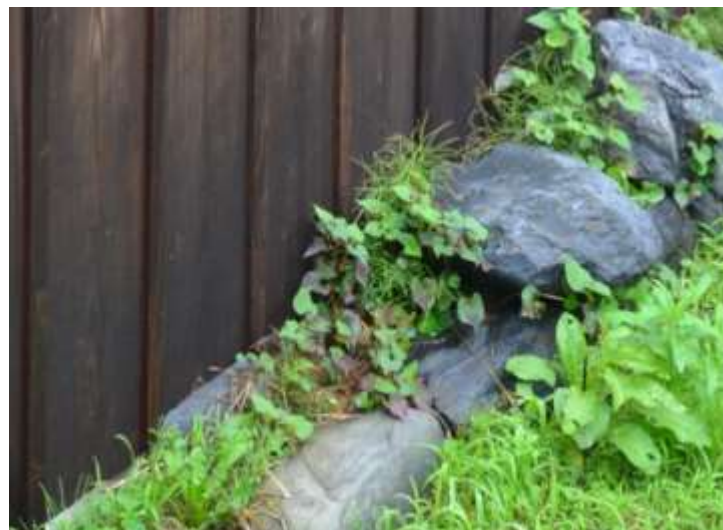
望ましくない建物の足元1



望ましくない建物の足元2



望ましくない建物の外壁下端部



伝統的な建物の柱脚部



● 柱の根継と石場建て

◆ 伝統的建造物の修理の比重が高い建物の足元

- ・ 建物の足元：伝統的な建物のアキレス腱。

真壁（柱や梁が外部に露出する工法）のため、腐朽の進行が確認しやすい。

石場建て工法(礎石上に柱を建てる)では柱は「根継」で復旧できる。

足元の通気性の確保、濡れてもすぐ乾く環境が肝要。

伝建群を永く伝えるために必須の修理。



昭和35年の小浜大原（井田家所蔵古写真）
(福井県立若狭歴史民俗資料館提供)

伝統的な木造建造物を永く伝えていきたいと思えます。